

園での与薬について

通常、幼児への与薬は家庭において保護者の責任のもとに行われることから、**園での園児に対する与薬は原則として行わない**こととなっております。ただし、**医師の指示でやむを得ず与薬が必要な場合に限り**、下記により与薬いたします。園では薬の安全管理に細心の注意を払って対応しますが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 受診時の主治医への相談
 - ① 「子どもが通園しており、園では原則として与薬できないこと」を主治医にお話し、与薬についてご相談をお願いします。
 - ② 園に薬を持参しなくても済むように薬を処方してくださることがあります。
例1 1日3回→2回に 例2 朝・昼・夕→朝・夕・就寝前に
 - ③ 登園前または帰宅後に服用可能な薬は、ご家庭で服用してください。
- 2 薬について
 - ① **医師が処方した薬に限ります。市販薬・自家製の薬・以前に処方されて残っていた薬・兄弟姉妹に処方された薬等は与薬できません。**
 - ② 「熱が出たら…」 「咳が出たら…」 「発作が起こったら…」 というように、症状を判断して与薬しなければならない「**解熱剤・吸入薬・座薬**」は原則として対応できません。
 - ③ 1回分を持参してください。（外用薬は数回量でもOK）
 - ④ 粉末は分包されたまま、シロップ等の水薬は1回分を取り分けてお持ちください。
(薬はジュースやミルクに溶かさないでください。)
 - ⑤ **薬の容器や袋にお子さんの名前・クラス名・時間(例、「食後」)を必ずお書きください。**
- 3 与薬の依頼について
 - ① 「**与薬依頼書**」に必要事項を記入の上、薬と一緒に担任(または職員)にお渡しください。
 - ② 「与薬依頼書」は、園での与薬を依頼するごとに必ず提出してください。
 - ③ 「与薬依頼書」は職員室と園バスにありますし、ホームページでダウンロードもできます。
- 4 与薬依頼の際、園が確認させていただくこと
 - ① 熱・食欲・下痢や嘔吐の有無・機嫌や顔色の良し悪しなど、前夜からの健康状態。
 - ② 薬の用法(薬の種類・服用方法・時間など)
 - ③ その日の保護者への連絡方法(お子さまの状態が悪化した時にはすぐ連絡いたします)
- 5 以下のような場合は与薬できないことがあります。
 - ① 「与薬依頼書」に記載漏れがあるとき。
 - ② お子さまが服用を嫌がったり、吐いたりして飲ませられないとき。
 - ③ 水薬の色が変わったり濁ったりして、性状が変わったと判断されるとき。